

# 救急インストラクター（応急手当普及員）認定証の 有効期限の延長条件が変更になりました

【従来の有効期限の延長条件】

- 1 救急インストラクター再講習を受講  
又は
- 2 救命講習を開催し実際に指導等を行う



平成27年4月1日から

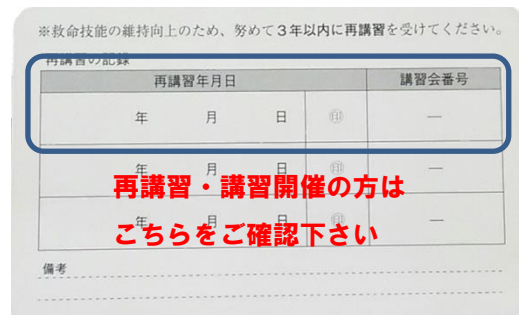
- 1 救急インストラクター再講習を受講  
又は
- ~~2 救命講習を開催し実際に指導等を行う~~

資格の有効期限

**3年**

救急インストラクター再講習は年4回開催しますので、認定証に記載されている資格取得日等をご確認していただき、受講して下さい。

詳細日程は両市広報及び本消防組合のホームページをご覧ください。



※救急インストラクターとは、自治会や企業などで応急手当の普及、指導を行い修了証を発行することができる資格です。

ご不明な点はお問い合わせ下さい。

【問合先】

守口市門真市消防組合消防本部 警備課  
06-6906-1305（直通）

